

令和4年度働き方改革促進事業企画提案に係る仕様書

1 委託業務名

働き方改革促進事業

2 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

3 委託業務の目的

近年著しい少子高齢化による労働力人口の減少に伴い、多くの企業で人手不足が喫緊の課題となっている。多くの求職者が重視することは「働きやすい職場」であることから、人材確保のためには、求職者・労働者にとって働きやすい環境整備が最も重要である。また、「働き方改革関連法」が成立し、時間外労働の罰則付き上限規制の導入や割増賃金の引き上げ等が平成31年4月以降順次施行されている。令和6年には時間外労働の上限規制が猶予されている業種についても適用となることから、全ての事業者については早急にこの法改正への対応を含めた「働き方改革」に取り組む必要がある。

加えて、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点や、感染症の影響を考慮した「with コロナ・After コロナ」時代における多様な働き方も考えていく必要がある。

そこで、「みやぎ働き方改革実践企業支援制度」を実施し、働き方改革に取り組む事業者を支援するとともに、取組内容や成功事例等を広く情報発信することにより、県内事業者の自主的な取組を図り、働きやすい職場環境の普及拡大を目指す。

4 委託業務の内容

本業務による支援対象は、宮城県内に事業所を置く企業とし、以下の業務を実施する。

項目	業務内容の概要	留意事項
イ みやぎ働き方改革実践企業支援制度	<p>【制度概要】</p> <ul style="list-style-type: none">・実践企業 <p>県の定める基準を満たす事業者を「実践企業」として認定し、みやぎ働き方改革応援サイト上に特設ページを設けるほか、専用ロゴマークの送付や、物品・役務の優先調達制度への登録等のメリットを与えることにより、働き方改革に取り組む事業者の意欲をより一層高めるもの。</p> <p>【業務内容の概要】</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 実践企業の掘り起こし(2) 働き方改革に関するセミナー等の開催（法改正への対応、働き方改革の優良事例紹介、業種別の働き方改革の取組に関すること、With コロナ・After コロナの働き方の提案を含む）	<ul style="list-style-type: none">・実践企業の目標企業数は、宣言企業からの移行分を含めて50社以上とし、なるべく業種に偏りのないようにすること。・掘り起こしの方法は受注者に一任。・セミナー等は年間6回程度開催すること。・県内の経済団体等を通じて県内企業への事業周知を図ること。

ロ	みやぎ働き方改革応援サイトの運営	<p>(1) 実践企業の取組等をまとめた「みやぎ働き方改革応援サイト」を運営する</p> <p>(2) 特に優れた取組を実践している事業者について取材を実施し、ポータルサイトに特設頁を設ける</p> <p>(3) 求職者（学生を含む）に向けた周知コンテンツを作成し、サイトの閲覧を促す</p> <p>(4) 働き方改革に関する国等の各種支援制度等を掲載すること 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・サイトの閲覧件数の目標は、月平均3,000件以上とする。 ・事業者の「働き方改革」への意欲を刺激するのみならず、求職者（学生を含む）の興味・関心を引き、分かりやすく情報発信をすること。 ・サイトのコンテンツは、スマートフォン対応とすること。 ・サイトの運営や保守・管理については、次年度以降委託業者が変更となっても継続して事業が続けられるようにすること。
---	------------------	--	---

5 事業費（委託上限額）

この事業に係る委託上限額は6,310,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

6 実施体制

受注者は、次の者を配置し、本業務にあたることとする。

(1) 業務責任者及び担当者

本業務進捗状況の管理を担当するほか、ポータルサイトの管理・運営、本事業の周知及び参加事業者の開拓、優良事業者への取材等を実施する。

実務担当の業務責任者を1名配置すること。その他の人員については、本業務に常時対応可能であれば、人数や勤務形態については問わない。

7 企画提案の事項

- (1) 県内企業の労働環境の現状と「働き方改革」実現に向けた課題分析について
- (2) 事業の実施体制について
- (3) 効果的な事業者の掘り起こしの方法について
- (4) 「実践企業」の目標企業数とその根拠について
- (5) 働き方改革に関するセミナー等の開催について（開催時期、方法、頻度やセミナー等の内容）
- (6) 働き方改革についての取組の優良事業所取材及び特設ページの作成について
- (7) 「With コロナ・After コロナ」時代における多様な働き方の提案について
- (8) ポータルサイトの保守・運営について
- (9) 事業の周知・広報の方法について（周知媒体・周知先等）
- (10) 業務全体に係るスケジュールについて

8 支出対象経費

本業務に係る委託費の対象となる経費は、履行期間内に本業務に直接要した「人件費」及び「事業費（事務雑費等諸経費を含む）」とするが、契約金額を上限として事業完了時に清

算するものとし、契約金額を超えた経費については、受注者において負担するものとする。

(1) 人件費

賃金、通勤手当等の諸手当及び社会保険料（雇用保険料、労災保険料、厚生年金保険料及び健康保険料等に係る事業主負担分）。ただし本事業に従事する実費分に限る。

(2) 本事業に係る経費

イ 本事業の周知広報及び実践企業の掘り起こし等に係る経費（例：ポスター、チラシの作成費及び旅費等）

ロ セミナー等のイベント開催に係る経費（講師謝金、講師旅費会場費、資料作成費及び旅費等）

ハ 優良事業者への取材費

ニ みやぎ働き方改革応援サイト運営費

(3) その他諸経費

イ 消耗品購入費（5万円未満のもの）

ロ 機械・機器等レンタル料（リース料）

ハ その他事業を実施するために必要と認められる経費

(4) 対象とならない経費

イ 機械・機器等の備品購入費（5万円以上のもの）

ロ 土地・建物を取得するための経費

ハ 施設や設備を設置又は改修するための経費

ニ その他事業と関連が認められない経費

(5) 対象経費の執行に当たっての留意事項

イ 消耗品等の購入物品は、必要最小限のものを購入すること。OA 機器等についてはレンタル又はリース契約による対応を原則とすること。

ロ 対象経費について、疑義が生じた時は、県に確認すること。

9 留意事項

(1) 県は、企画提案者から提出された提案書等は、本業務における契約予定者の選定以外の目的に使用しないものとする。

(2) 企画提案者は、本業務に関して県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。

(3) 受注者は、本業務で知り得た秘密を保持しなければならない。

(4) 受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、宮城県個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）を遵守すること。

(5) 受注者は、本業務に係る書類及び帳簿、会計に関する記録を整備し、会計年度終了後5年間保存すること。

(6) 受注者は、本事業の実施の進捗状況を適宜報告し、県と調整を図ること。また、県から説明を求められたときには、これに応じるとともに、必要な書類等を閲覧させること。

(7) 受注者は、本業務の実施にあたり、不明な点や委託契約書に定めのない事項が生じたときは、県と協議の上、決定するものとする。

(8) 受注者は、ポータルサイトのデザインについて、閲覧者のアクセシビリティ、ユーザ

ビリティ等を考慮すること。

- (9) 受注者は、ポータルサイトの運営にあたって、ウイルス対策、データの改ざん防止対策、不正アクセス対策など、セキュリティ対策を十分に考慮すること。
- (10) ポータルサイトの運営にあたり、情報セキュリティ事故が発生した場合は、受注者は速やかに県に報告し、対処すること。
- (11) ロゴマークに係る著作権は、県に属するものとする。
- (12) 本業務は、県民からの税金を原資とした公共事業であることを、従事する者全員が意識すること。また、本業務遂行中は、相手方から求められない限り、本業務に関連するもの以外の受注者事業に関する周知等を行わないようにするとともに、無用な混乱を招かないよう工夫すること。
- (13) 本業務の運営に必要な備品等は、受注者が配備するものとし、それに要する経費及び本業務に係る管理費等の経費は、業務の経費に含むものとする。